

農地法第 3 条の規定による許可申請書

年 月 日

越前市農業委員会会長 様

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

<譲受人>

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他の使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格または 特別永住者	在留期間および 在留期間の満了 の日	認定経営発 展法人(該 当する場合 には○)
譲渡人								
譲受人								

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(㎡)	対価、賃料 等の額 (円) (10a 当たりの額)	所有者の氏名 または名称 (現所有者の氏名または 名称 (登記簿と異なる場合))	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 または名称
				(/ 10a)	()		

3 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または寄付行為の写しを添付（独立行政法人および地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）および在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定または移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付したうえで、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の3は、権利を設定または移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期および終期ならびに当該水田の表作および裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者またはその世帯員等が所有権等を有する農地および採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」および「借入地」には、現に耕作または養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作または養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作または養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者またはその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数および配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の 面積(m ²)								

(2) 大農機具または家畜

種類 数量					
所有 確保しているもの					
リース					
所有 導入予定のもの					
リース					
〔資金繰りについて〕					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数および配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)

- ④ 配置の状況（所有者または借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名と記載してください。）

市町村	氏名	居住地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定または移転しようとする土地までの平均距離または時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係（本人または世帯員等）	農作業への年間従事日数	備 考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作または養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地または採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作または養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等またはその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草または家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者またはその世帯員等の権利取得後における耕作または養畜の事業が、権利を設定し、または移転しようとする農地または採草放牧地の周辺の農地または採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作または養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

II 使用貸借または賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、または、その者またはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用および甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。(様式第13-2号の契約書を参考にしてください。)

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

--

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員または重要な使用人のうち、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事する者の氏名および役職名ならびにその法人の行う耕作または養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作または養畜の事業への従事状況

その法人が耕作または養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 月 日
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 月 日（直近の実績）
年 月 日（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）またはこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）
- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地または採草放牧地の権利を取得しようとする場合、または、農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利もしくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を公用または公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センターまたは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会または農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合または森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその行う森林の経営またはこれらの法人の直接もしくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取または育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛または肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成して供給し、またはその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人または一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人または一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業およびこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人または地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社または西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

１ 農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地または採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

（３）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権または専用利用権の侵害（第 20 条および第 25 条参照）	有 ・ 無

（４）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

２ １で「有」の場合

違反の時期	内容

３ 過去に権利取得後の農地等を耕作または養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、もしくは使用および収益を目的とする権利を設定し、または農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②および③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)および3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)および(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。